

令和 2 年 9 月 1 日
住宅局 住宅生産課

改正建築物省エネ法が令和 3 年 4 月 1 日から施行されます

～改正建築物省エネ法の内容について学べるオンライン講座も開設しております～

昨年 5 月 17 日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）」の施行に関し、施行期日を定める政令及び施行令の一部を改正する政令が、本日、閣議決定され、改正法が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

1. 今回施行される改正法の概要

①中規模のオフィスビル等の基準適合義務の対象への追加

省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、非住宅部分の床面積の合計の下限を 2000 m²から 300 m²に引き下げ、基準適合義務の対象範囲を拡大する。

②戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設

小規模*の住宅・建築物の設計を行う際に、建築士が建築主に対して、省エネ基準への適合の可否等を評価・説明することを義務付ける制度を創設する。

※:小規模:床面積の合計が 300 m²未満 (10 m²以下のものは除く。)

③地方公共団体の条例による省エネ基準の強化

地方公共団体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、省エネ基準のみでは省エネ性能を確保することが困難であると認める場合において、条例で、省エネ基準を強化できることとする。

2. 改正法の施行日

令和 3 年 4 月 1 日

※なお、政令の公布日は令和 2 年 9 月 4 日です。

3. オンライン講座の開設について

別紙のとおり、改正法の内容を動画にて説明する web サイトを本日より開設しました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、本年は対面での説明会は開催致しませんので関係者の方は必ずご確認ください。 <https://shoenehou-online.jp/>

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8940（直通）、FAX：03-5253-1629

改正の内容について 課長補佐 上野（内線 39-452）

オンライン講座について 課長補佐 平田（内線 39-429）



国土交通省からの重要なお知らせ

改正法の特設ホームページを開設しています。
必ずご確認ください!

改正建築物省エネ法が 令和3年4月に全面施行となります

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、説明会の開催に代わり、改正法の内容を動画にて説明するwebサイトを開設しました。
本年は対面での説明会は開催致しませんので関係者の方は必ずご確認ください。

改正法について学べる オンライン講座はじめました

改正建築物省エネ法 オンライン講座

検索

<https://shoenehou-online.jp>



PC、スマホ、タブレット
から受講できます。



国土交通省

オンライン講座で使用する資料は以下の
いずれかの方法で入手・閲覧して下さい。

オンライン講座で使用する資料

【講座資料】

オンライン講座をご視聴の際に
お手元に必ずご用意ください。

【解説図書】

オンライン講座の内容に関する
詳細資料や参考資料となります。



Webからダウンロード

▶動画の視聴ページに掲載しています。



配付拠点まで取りに行く

▶各道府県の拠点にて、説明動画のDVD・製本資料を配付しています。
(令和2年9月14日(月)から配付拠点での配布を開始します)

※配付場所は、裏面をご確認ください。



配達にて受け取る(着払い)

▶下記のWeb・電話・FAXのいずれかの方法にて資料請求を受け付けています。
(受付期限:令和3年1月末日まで)



Webページからのお申し込み

URL: <https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/s/r2text-haifu>
必要事項を入力して申し込みができます。



電話でのお申し込み

お問い合わせ:0120-712-175
受付時間:平日9:00~18:00(土・日・祝日を除く)



FAXでのお申し込み

FAX:0120-220-067